



世界へのプレゼントになろう

2015-16年度 国際ロータリー会長 K.R.ラビンドラン

名古屋名南ロータリークラブ

■承認 / 1991年3月8日 ■例会日 / 火曜日・PM6:30 ■例会場 / 名古屋マリオットアソシアホテル
 ■会長 / 鈴木 清詞 ■幹事 / 坂本 晃 ■会報・雑誌・広報委員長 / 江松 央統
 ■事務局 / 〒450-6002 名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 名古屋マリオットアソシアホテル2202号
 TEL.052-586-2043 FAX.052-586-2054

第1149回

2015年9月8日(火) 雨 第9回

～ 基本的教育と識字率向上月間 ～

斉唱 君が代、奉仕の理想
 出席 会員 55名 (出席率算入人数 45名)
 出席 40名 出席率 88.89%
 前々回補填率 100% (8月25日分)
 ゲスト 米山奨学生 楊 光心さん

9月の誕生日

12日 宮壽 良一さん 17日 山本 郁矢さん
 21日 木下 福郎さん 26日 安藤 修さん
 29日 大橋さなえさん

配偶者誕生日

10日 山本みどりさん 23日 杉山裕美子さん
 27日 長尾佳世子さん

9月の結婚記念日

16日 出田真太郎さん 30日 吉木 邦男さん

会長あいさつ

会長 鈴木 清詞さん

皆さま、こんばんは。有川英敏さんに高橋司さんをご紹介していただいたので、国際ロータリーより御礼のピンが届いておりますのでお渡しします。

先週土曜日、地区の補助金事業で3施設の子供達とフットサル大会を開き、数多くの方にご出席いただきましてありがとうございました。おかげさまで無事に楽しい時間が過ごせたのではないかと思います。

明日は台風が来るとの事で、非常にややこしい天候が続いております。それぞれお気を付けいただきたいと思います。

本日は車の話をしたいと思います。私共は仕事の関係でほとんどの自動車会社と取引があります。トヨタ、日産、ホンダ、ヤンマー、スズキ、スバル、日野と取引をしております。車で面白いと思うのは、私達が20代の頃では車は憧れの物と言うか贅沢品で、早く車を持ちたい、乗りたいと思い、どちらかと言えばスポーツタイプのGTやコンパチブルなどに憧れていました。しかし、最近の車は贅沢品



ではなく移動手段で実用品となっているので、どちらかと言うと燃費が良く、家族で出掛けられて長持ちすれば良いと、ほとんどの日本車がそう言う感じであると見えています。

私達の頃は2年で車検だったので、だいたい4年か長く乗っても6年位で車を乗り換えていたのですが、現在は車検が伸びたので、10年位は乗るのが当たり前になってきています。そんなところが日本の車の実状であると思います。

トヨタ自動車がレクサスなどの高級車をヨーロッパで売っても全然売れなかったのは、向こうはアウトバーンがあり無制限、尚かつフランスなどでは制限速度が130kmで毎日最高の時速で乗り続けられる車が必要なので、スピードや出足、車の耐久性にこだわりがあるからです。ヨーロッパの高級車にはBMWやベンツなどがありますが、そういう事に非常に意識して作られています。日本の場合は速度制限があるので、日本の高級車が売れたのは日本とアメリカだけです。今でもヨーロッパに行くと、レンタカーなどはほとんどマニュアル車なので、借りると非常に苦労します。オートマチック車はほとんどありません。今でもマニュアル車が普通だという事で、自分でエンジンをふかすだとかスピードを出すという事にヨーロッパ人はこだわっているのだなと思います。

面白いのは中国ですが、こちらでは車は現在でも贅沢品なので、昔の日本と同じで豪華な車、内装が良くても高級そうな車が売れます。これは東南アジアでも同じです。安く燃費の良い車は売れません。また、インドにはタタという財閥があります。ここが6年前にタタ自動車でもナノという車を100,000ルピア(日本円で200,000円)で販売しました。インドは人口が約1,200,000,000人ですが、その6割の人が1日2ドルで暮らしていると言われていたので、安い車は爆発的に売れるだろうという事でしたが、全く売れませんでした。何故かと言うと、どちらかと言うと富裕層ではない人を起用して、「こんな人でも買えますよ」というようなCMを作ったら、貧乏人の車だというイメージがついてしまった為、誰も買ってはくれませんでした。最近になってから、ナノという自動車にBluetoothやATを付け、値段を3~4倍にして高級志向に変えて、CMも富裕層が安く買える車というイメージに切り替えたら売れ出したそうです。

やっぱり車は、我々にはもう脚の代わりという感じになってきているので形には全くこだわらないし、燃費さえ良くて長持ちすれば良いというのが今

の感じですが、まだまだ東南アジアや中国、インドなどの後進国では車は贅沢品でただの移動手段ではないのです。そういう事が皆さまの販売等の関係でお役に立てれば幸いです。

幹事報告

幹事 坂本 晃さん

1. 来週9月15日（火）はガバナー補佐訪問です。西名古屋分区の近藤さんが当クラブを訪問します。夕方16時より会長・副会長・幹事・会長エレクト、次期幹事で懇談会があり、その後17時よりクラブ協議会があります。クラブ協議会は理事・役員・各委員長が出席しガバナー補佐に対して方針等を報告します。宜しくお願い致します。
2. クラブ計画書に誤字があり、ガバナー補佐の所属クラブは正しくは名古屋南クラブなのですが、名古屋西クラブになっておりましたので、本日配布を致しました小さな訂正シールを誤字の上に貼ってください。
3. 2年位前から始まった「ロータリー希望の風 奨学金」というプログラムですが、東日本大震災の時に親を亡くした子供達に対して毎月50,000円の寄付を4年間続けるというものです。昨年もそうだったのですが、1人いくらという事ではなく、皆さまのお気持ちで最低1,000円を募金していただけるようお願い致します。

ニコボックス

- ◆ 宮崎さん、卓話楽しいお話期待しております。
- ◆ 久しぶりのホームクラブ例会です。台風が接近し明日の朝中部地方に上陸の予定です。注意しましょう。

川瀬 悟さん 宮崎 良一さん 武藤 正行さん
犬飼りさ枝さん 江松 央統さん 木下 福郎さん
有川 英敏さん 久米 伸治さん 杉山 隆秀さん
出田真太郎さん 新原 尚さん 加藤 英敏さん
伊藤 圭一さん 佐々木 暢さん 本多 利郎さん
長尾 浅吉さん 朝比美和子さん 細井 俊男さん
川辺 清次さん 鈴木 清詞さん 中村 勝さん
森田敏二三さん

- ◆ 先週のフットサルの試合で小学校低学年のチームに0-1で負けました。ちなみにゴールキーパーは私でした。 坂本 晃さん

本日合計 23,000 円 累計 178,000 円

時事卓話

- 「ハラ」「ハラ」しないために 宮崎 良一さん

宮崎良一でございます。私は本日誕生日のお祝いをしていただきまして65歳になります。もう敬老手帳も贈っていただきまして、立派な老人の仲間入りです。もともと切った張ったをモットーとしてやっておりましたが、敬老手帳をいただいてからはもう少し穏やかな仕事をという事で、話をする事に専念していきたいと思います。



私は今週3回話す機会があります。昨日は「判例研究」という事で、投資信託の受益権あるいは個人向けの国債、これが相続財産になった時に当然分割かどうかという最高裁の判例が平成26年に出まして、これは当然分割されないという判決が出たので、税理士さんを聴衆として解説してきました。本日は皆さまに時事卓話という事で『「ハラ」「ハラ」しないために』というお話をさせていただきます。日曜日には新しくできた「空き屋法」について解説する事になっております。このように穏やかな生活を送っております。

『「ハラ」「ハラ」しないために』というのは、皆さまもだいたい想像がついていると思いますが、先日新聞を見ていて「マタハラ事業所初公表」という記事を見つけました。マタハラとはマタニティハラスメントの事を言います。そして「セクハラ行為で男性職員を停職、名古屋市」とあり、女性に抱きつくなどセクハラ行為をした健康福祉局の51歳の男性職員を停職2ヶ月の懲戒処分としたという記事も出ていました。このマタハラとセクハラのハラの話をして。皆さまがすると思ってこのテーマにしたのではなく、しない事業所を維持しようというお話をしたいと思います。私が多く携わった仕事は労働関係と会社法関係を中心としてやって来まして、この「ハラ」「ハラ」は労働法絡みです。一見、社会的には浮ついた話が多いのかなというイメージはあるのですが、問題となる場面はみな事業所です。もともと江戸時代から一押し二金三男と言います。これは目指す女性を手に入れる為にはまず押しの強さで、次にお金を持っていないと行かない、そして男前でなくては行けない、という昔から有名なことわざです。最近はこのことわざに従ってはいけなくなっており、会社では一押しで行くと、社内恋愛をして食事に誘ったりするとセクハラではないかと言われてしまい、男がすぐ諦めてしまいます。懲戒処分を受けたりすると出世の妨げとなるので、面倒を回避して女性に対して一押しの押しで行けなくなっています。それで社内恋愛は極めて少なくなっていると言われてます。

また、色んな場面での嫌がらせやいじめを通称ハラスメントと言っています。行為者の意図とは関係なく相手を不快にさせたり、相手の尊厳・人格を傷つけたり、不利益な損害を与えたりするような行為全体をハラスメントと言っています。その中で、セクシャルなものがセクシャルハラスメント、上下関係のものはパワーハラスメントという事で、皆さまの会社でも必ずセクハラ・パワハラ等のハラスメント行為を行わないと就業規則の中に入れていると思います。これに当たると懲戒処分の対象となるという形で位置づけておられるだろうと思います。ハラスメントというのはこういうものが代表的なものですが、これを色んな場面で見ると、セクハラ、パワハラ、アカハラ（アカデミックハラスメント:大学や学校で行われる行為）と言っています。

労働法の中での保護の対象としては、今は妊婦、出産を理由とした解雇禁止など一番しっかりしている部分ですので、その部分を取り上げてマタハラと言っているだけです。あとはモラハラ（モラルハラスメント）と言って、それぞれ個人の常識や社会的モラルを基準とし、相手に対してそれを強要するような形でいじめるような対応をすることです。今ま

でもセクシャルハラスメントについては相当古くから話題になっていますので、どのような事かとここで申し上げるような事ではありません。

因みに私が最近のハラスメントに関してどのような取り組みをしているかと言いますと、各大学や各企業、弁護士会でもセクシャルハラスメント防止に関する指針というものを作っております。そして、その指針に反すると、場合によっては懲戒の対象となる事もある、会社で言えば懲戒処分の対象となるという形でしっかり位置づけているので、皆さまであんまりひどい事をしないようにしましょうという意思表示は出来ていると思います。ただセクハラとは、先程の新聞の記事では酔っぱらっていたのだらうとは思いますが、51歳の男性職員が女性職員を酒に誘い、肩を組むように抱き寄せ、自分の膝辺りに引き倒すなどしたという行為、このような直接的な行為というのは極めて減っていると思います。しかし一番気を付けなくてはならないのが、親しさを表すつもりや言動であっても相手に不快な思いをさせる、感じさせるという事にはよく注意しておかなくてはなりません。自分は良いと思っていても、相手は必ずしもそう思っているとは限りません。不快に感じるかどうかには個人差があり、「まあこのくらいは」と許してくれる人もいれば、ちょっとした事でも不快に思う人もいます。それから、この程度の事は相手も許してくれるだろうという勝手な憶測をしてはならない、相手と良好な人間関係が出来ると勝手な思い込みをしてはならないというような事を、自らの心の中で注意をしながらやっていく。そして相手が嫌がっていると分かったら、すぐに引いて同じ事を繰り返さないのが鉄則です。これを十分に理解していただいて、心に留めて置いていただきたいと思えます。

結局、性的な内容とは言っても直接的に触ったり抱いたりなどはほとんど少なくなってきた、職場でも食事やデートに執拗に誘うだとか、身体的な特徴や容姿の良し悪しを話題にするとか、性的な冗談を言うとか、経験や性生活についての質問をするなどの発言の内容を取り上げて、問題視されて訴えが出て来たり、「彼にセクハラを受けている」という通報があり被害届けなどが出てきます。そうすると、会社としてはそれについて調査をします。被害者が二次被害に遭わないよう慎重に目立たないように調査を進め、それがはっきりした場合は処分の対象となるので、十分に注意をしていただきたいと思えます。セクハラについては沢山話す事はありますが、場面としてはセクハラがあって懲戒処分が無効かどうか、大阪の海遊館でも先日ありましたが、懲戒処分をした事が重すぎて懲戒処分が無効ではないかという形の裁判が起きている事があります。ただ、セクハラで処分されて懲戒処分が無効であると言ってくる社員は、1つは「自分はそんな事はしていないので名誉回復する」という意志があるのは間違いありませんが、本当にやっているとなんかみともない裁判は嫌なので、紛争が長引いてしまう可能性があります。早くに退治するという事も必要です。

次にパワハラの話をしていきます。パワハラの方がある意味で深刻です。何をパワハラというのかと言うと、職務上の地位やその人間関係、上司が下をというの一般的なですがそれに限りません。職務上の人

間関係という事で、一応職場内の優越的な、経験、技能、能力などを含めて優位性のある人が相手方に対し、雇用形態でもありますが正社員が臨時職員に対して行うなど、優位的な立場にある者がそれを背景にして業務上適正な範囲を超えて精神的・身体的に苦痛を与え、そして職場環境を悪化させるという形であります。

業務上の適正な範囲を超えてとは、ここが一番問題でありまして、適正な指導は当然OKです。それ自体は所謂パワハラには当たりません。これがその範囲を超えている場合、具体的にはどういう事かとはっきりしたものから労働局で6つの形態に分類した類型を作っております。1つ目に分かりやすいのは身体的攻撃で、殴る蹴るなどの暴行を加える行為です。小突く・胸を掴む・髪を引っ張る・机を叩く・椅子を蹴飛ばす・物を投げつけるなどは有形力の行使となり、暴行の範囲に入っています。指導がいくら正しくても、やり方がおかしければそれ自体がハラスメントとなると言われます。それから2つ目に精神的な攻撃です。名誉毀損・侮辱的な発言も入ります。これは大声で叱責するという、大声そのものも侮辱的な事に入る事もあるかと思えますが、「クビ」と言う、長時間立たせる、「馬鹿」や「給料泥棒」、「おまえの給料で何人雇えると思う」などという人格を否定するような言葉を執拗に発するのも精神的な攻撃です。3つ目では職場外での人間関係からの切り離しという事で、日常的にその人を相手にしない、会話をしない、部署全体で食事会や飲み会に誘わない、村八分状態にするというのもパワハラの一形態と整理されています。更に、明らかに達成不能なノルマを課すという過大な要求をする、一人では無理だと分かっている事をやらせる、終業間に膨大な仕事を与えてやらせる、というのも整理されています。それから逆に、本当はもっと出来るのに毎日倉庫整理をさせる、本人の職務の状態から見てもう少し高度な業務が出来るのに倉庫整理や草むしりをさせる、コピー取りなどの単純作業ばかりをさせるなど、業務上の合理的な理由があればいいのですが、能力や経験からかけ離れた程度の低い仕事を命じるという過小な要求もパワハラの一つと言われています。それと、個人を攻撃する事、特に宗教や信条について公表して批判する、しつこく結婚を勧めるなど個人に過度に介入する、飲み会等の親睦行事に強制的に参加させるという事もそれに当たります。

形態を整理しただけですが、こういう事で本人にストレスが発生してメンタルが不調になるような事が一番問題とされます。パワハラで我々が接している一番の問題は、当然自殺です。それが発端となって自殺となるのが一番厳しい形態です。同情も集まりますし、会社に対する批判的な見解も出てくるので、労働者を救済するというような立場から一番攻撃が多いものです。それと同時に古い認識の方は全体がぬるくなってきているなど思うわけです。「我々の若い頃はそんな事は当たり前だった。ちょっと怒られたくらいで小さくはなっただけではない。」と普通に思っています。労働局の斡旋の制度は平成14年から始まっているのですが、相談の件数を見ても統計上5.8%で、それが平成24年度では17%に増えてきて、もともとは解雇案件の方が多

かったのですが、実態として今は嫌がらせやパワハラの方が多くなっています。ですから各社でもやはりそういうもので身体の不調がきて、それを元に救済を求めるといった形態が出て来るのでご注意くださいとさせていただきます。

加害者に対しても懲戒処分や法的な責任の問題も出てきます。会社としてはやはりけじめをつけないといけませんので、明らかなパワハラ行為のある社員であれば、懲戒処分を科さざるを得ません。更に被害者個人としては賠償を求める事もあります。会社に対して、労働契約上の安全配慮義務違反であるというような形で訴え出る事もありますし、やった個人本人が自分に対するいじめ、侮辱を受けた、あるいは名誉毀損、精神的苦痛を与えた不法行為だという構成で出てくる事もあります。具体的にどんな形態で起こっているのか、極端な話で言うと、例えば勤務先の上司が「意欲のない、やる気がないなら会社を辞めるべきだと思います」などと書いた電子メールを、被害者である社員と職場の同僚に送ったという事で、これについて名誉毀損だと訴えました。これは三井住友の事件です。一応、これは名誉毀損だと裁判所が認め、慰謝料も出ました。ただし慰謝料は50,000円です。些細な事で言うところいう事もあります。それから更にひどいものだと、病院なのですが、勤務先の先輩である上司が、車の洗車、風俗店へ行く際の送迎、「死ぬなよ」「殺す」等の発言、それらが原因で部下の社員が自殺しました。両親が会社と加害者を訴えました。これは一審の判決ですが、会社に対しては2,500,000円、加害者に対しては両親に対してそれぞれ5,000,000円ずつという判決が出ています。被害者自身は会社に対して安全配慮義務違反という事で債務不履行責任という形で出ています。埼玉の病院での事件です。裁判になった形でパワハラが問題になっている事例としてご紹介いたしました。いずれにしても会社としては懲戒処分あるいはけじめをつけるという事と同時に、起こさないという事で理解を示す、上司としては叱る前に一呼吸置く、叱り方を考えなくてはいけないのも非常に大事で、部下に対しての指導は具体的には何が指導なのか、抽象的な言葉で「お前は無能だ」などと言っても仕方がないので、何を指導するのかがはっきりと具体的に指導するという考え方で、人格の否定などの言動は決してしないように心掛けながらやっていくのがいいと思います。

第 1151 回例会 (9月30日) のご案内

ガバナー公式訪問 12:30 ~
於：名鉄グランドホテル

■ 9 月度理事会 議事録 ■

報告者 細井 俊男さん

日時 2015年9月8日(火) 17:30 ~
場所 名古屋マリオットアソシアホテル
17F『パイン』

出席者 鈴木、有川、東山、木下、坂本、
兄島、宮嵩、細井、白藤、武藤、
鈴木、水野、朝比、大平、山本、
江松

18名中16名参加

◎審議事項

一、ロータリー希望の風奨学金の件

＜幹事 坂本 晃さん＞

特にニコボックスからの寄付例会の際、募金箱を準備してご協力いただく。

◎協議事項

一、11 / 14 (土) 秋の家族会の件

＜親睦活動・家族委員長 大平 明子さん＞

名古屋マリオットアソシアホテル 1F 発着にて彦根
周辺散策、昼食、西明寺観光の行程とする。
会員無料、ご家族 10,000 円ご負担いただく。

◎報告事項

一、プログラムの件

10 月度・11 月度プログラムについて

＜会場運営・プログラム委員長 山本 郁矢さん＞

- ・10 / 13 地区米山記念奨学委員会アドバイザー
中島実さんの卓話
- ・11 / 17 時事卓話 加藤英敏さん
- ・11 / 24 長尾浅吉さんご子息による卓話

※次回 10 月度理事会

10月6日(火) 17:30 ~